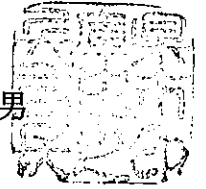


三総第149号の2
令和2年9月17日

三田市商工会
会長 松原正武 様

三田市長 森 哲 男



新型コロナウイルス感染症拡大（第2波）に伴う緊急支援に
関する要望について（回答）

時下、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、市政の推進に関しまして格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

また、このたびの新型コロナウイルス感染症の影響を受けられました貴会会員の皆さまに心よりお見舞い申し上げますとともに、今なお収束の気配が見えず、今後の第2波・第3波が懸念されるなど、地域経済を取り巻く状況はますます厳しさを増す中、多くの事業者の皆さまには、大変ご苦労されておりますことに心を痛めております。

市といたしましても、「小規模事業者応援成金」をはじめとする独自の経済対策に加え、今後も、国や兵庫県の経済対策等とも十分に連携を図りながら、事業者の皆さまの経営や従業員の方々の雇用を守るために、積極的に取り組んでまいりますので、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

さて、令和2年8月19日付でいただきました標題のご要望に対し、下記のとおりご回答申し上げます。

記

1 新型コロナウイルス感染収束後の経済回復に向けた支援

新型コロナウイルス感染拡大に伴う市民の生活は、緊急事態宣言が5月25日に解除されたが、現在、感染症の脅威から一人ひとりが感染症対策を継続しながらの社会経済活動が求められている。

また、中小企業・小規模企業者においては、これまでの社会活動の停滞などで深刻な影響を受けており、加えて第2波・第3波の感染拡大が懸念されることから、市民の消費活動が今後更に低迷することが予想される。

このため、本市経済の早期回復に向けた大胆な消費喚起事業さらには市内中小企業・小規模企業者の経営回復につながる支援など、対策を迅速に進める必要がある。

については、下記事業について早急かつ積極的に実施されたい。

【新規】

- (1) 市内店舗で広く活用可能な商品券等の発行など、収束後に市民の幅広い消費意欲を喚起する大胆な支援策の実施（産業政策課）

新たな消費喚起対策として、9月定例市議会での議決を経た後、一部の市内商業団体を対象としたプレミアム付商品券事業を兵庫県との協調事業として実施いたします。

ご提案の支援策につきましては、この事業との違いを明確にしたうえで、それぞれが補完し合う形で早期に実施できればと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いします。

- (2) 相次ぐイベント中止により、大きな打撃を受けているイベント関連企業者や、売上回復に取り組む中小企業・小規模企業者を支援するため、収束後のイベントなどの開催（まちのブランド観光課）

新型コロナウイルス感染症の収束状況に応じて適切な感染防止対策を講じながら、イベントをリニューアルするなど実施できる方法を検討し、市民の賑わいづくりを行うとともに、関係事業者の支援を行ってまいります。

2 中小企業・小規模企業者の倒産・廃業防止に向けた支援

中小企業・小規模企業者は、新型コロナウイルス感染拡大によって需要が消滅する事態となっていることから、全ての業種で大きな影響を受け、事業継続の危機に直面している。

- (1) このような中、商工会事業の一環として実施しているマル経融資制度に対する「利子補給」について、市の制度融資も含め全額を支援いただきたい。（産業政策課）

今後の経済状況のほか、国や兵庫県の支援制度を見極めながら検討してまいります。

- (2) また、市の制度融資については、据え置き期間を1年から3年に延長を強く要望する。（産業政策課）

市融資制度の据え置き期間につきましては、市独自の緊急経済対策の一環として、5月以降、今年度の限定措置として従前の6ヶ月を1年に延長したところです。更なる期間の延長につきましては、今後の経済状況のほか、金融機関のご意見も伺いながら検討してまいります。

- (3) さらに、現在「小規模事業者応援助成金」により企業者に対する支援が行われているが、申請期間が8月末日までとなっている。しかし、売上停滞の長期化が予測されることから、対象期間の延長を講じられたい。(産業政策課)

市独自の緊急経済対策の一環である小規模事業者応援助成金につきましては、4月27日の制度開始以後、可能な限り幅広く支援するため対象要件を拡大した結果、最終的に972事業者に交付し、事業継続に向けご活用いただいております。市といたしましては、概ね対象事業者に行き渡ったものと分析しております。

したがって、8月をもって一旦区切りとさせていただいたうえで、今後の経済状況に応じ、国や兵庫県の支援制度を見極めながら、次なる施策を検討してまいりたいと考えております。

- (4) 中小企業・小規模企業者が有する土地・建物等にかかる固定資産税・都市計画税が大きな負担となっている。すでに支払猶予などの支援を行っているが、さらなる支援策をお願いしたい。(税務課)

中小事業者等が所有する償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税軽減措置を新設します。

一定の売上の減少(下記①)があった中小事業者等で、認定経営革新等支援機関等(下記②)の認定を受け令和3年1月31日までに市に申告された方に対して、令和3年度課税1年度分に限定した償却資産と事業用家屋に係る固定資産税の軽減措置を講じます。

【要件】

- ①令和2年2月から10月までの任意の3か月間の売上高が前年同期と比べて

売上の減少幅	軽減措置
30%以上50%未満減少している者	2分の1
50%以上減少している者	ゼロ

- ②認定経営革新等支援機関等 税理士、公認会計士、弁護士など

中小事業者等の皆様への周知につきましては、今後、市広報・HPなどでご案内する予定です。

- (5) コロナウイルス感染拡大による経営悪化から、若年層を中心とした就職内定取り直し、派遣等の雇用止め等、今後本市の中小企業・小規模事業所を後継していく人材の確保に大きな影響を及ぼしていることから、これらの雇用問題を抱えている企業者を対象に新たな支援策を講じられたい。(産業政策課)

日本の労働政策は、国の機関である公共職業安定所（ハローワーク）を中心として、失業や雇用等の諸施策が全国一律に実施されております。市といたしましては、今後もハローワークとの連携強化に努め、合同就職面接会の開催をはじめ雇用機会の創出に向けた取り組みを進めてまいります。

3 「新しい生活様式」に則した事業継続に向けた支援

本市においては、感染拡大予防と社会経済活動の両立となる「新しい生活様式」に対応した活動が必要である。

このため、店舗・オフィスづくりやICTを活用したビジネス環境整備、売上回復に向けた新事業展開（例えばECサイト開設をはじめとした非接触型ビジネスモデルの構築）等の具体的な取り組みが増えていくと予想されることから、下記支援策を新設し、販路開拓等企業者の新たな挑戦を支援されたい。（産業政策課）

【新設】

- (1) 「テイクアウト・デリバリー事業等開始応援制度補助金」の新設
- (2) ICTを活用したビジネス環境の整備（ECサイト開設・SNS活用など、非対面型・非接触型ビジネスモデルの構築など）について、「ICT等導入による販路開拓支援補助金」の新設
- (3) 「新しい生活様式を取り入れたICTによる会議、会合等への創設補助金」の新設

ご提案の各制度につきましては、内容を精査のうえ、国や兵庫県の支援制度を見極めながら検討してまいります。

なお、この要望と合わせてご提案されました「秋のお弁当マルシェ」につきましては、今春「がんばる事業者応援プロジェクト」の一つとして貴会が実施されました「お弁当マルシェ」のリニューアル版として、9月定例市議会に補正予算を計上し支援させていただきます。

<お問い合わせ>

- 1 (1)、2 (1) (2) (3) (5)、3、新型コロナウイルス感染症拡大（第2波）に伴う緊急支援要望書について・・・地域創生部産業戦略室産業政策課（TEL 559-5085）
- 1 (2) について・・・地域創生部産業戦略室まちのブランド観光課
(TEL 559-5217)
- 2 (4) について・・・経営管理部歳入推進室税務課（TEL 559-5055）
- 要望・陳情について・・・経営管理部行政管理室総務課（TEL 559-5035）